

# 富谷町復興推進計画（案）

平成 26 年 10 月 日

宮城県富谷町

## 1. 計画の区域

富谷町全域

## 2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、県内では沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が奪われた。一方、本町でも震度 6 弱を観測し、道路や多くの公共施設が被災したのをはじめ、家屋の全半壊、一部損壊など多くの被害が発生した。このような中、今回の大震災では、列車などの交通機能が遮断され、沿岸部被災地への食糧、衣類などの支援物資の運搬には、国、地方自治体、民間団体などの自動車緊急車両が重要な役割を果たすこととなった。本町においても沿岸部被災地へ多くの支援物資を運搬した。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、沿岸部も含めた広域圏における流通機能の強化及び災害時における自動車用品の安定的な供給体制の確保に資する企業の体制強化に向けた取組を支援するとともに、本町だけでなく沿岸部での雇用機会を失われた人々への雇用機会の創出を図ることを目的とする。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

安定した雇用機会の拡充を図るため、本町の中核的産業を担いうる立地企業の事業用の設備投資等を支援する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ① 事業の内容

本町に立地する株式会社フジ・コーポレーション（以下「対象事業者」という。）が、富谷町成田地区において、物流センター及び自動ラック式倉庫を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

### ② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町の機械器具卸売業は、町内の卸売業・小売業における従業者数で第 3 位の中核的産業である。また、対象事業者の従業者数は本町の機械

器具卸売業において約54%を占めており、今回の投資の規模としても対象事業者の年間の減価償却費を大きく上回っていると認められることから、本町の機械器具卸売業において中核的な位置付けにあるものである。

このような中、対象事業者は、東日本大震災の直後、同業他社の店舗が営業を中止していた中で営業を続け、需要が高まったタイヤ、ホイールを被災地支援のための車両や被災者に供給し、地域の復旧・復興に貢献した。今後もこの経験を活かして、災害時における被災地での活動に対して積極的に取り組むこととしている。また、対象事業者の既存物流センターから出荷される商品の約15%が被災地沿岸部の店舗（仙台市、名取市、石巻市等）で販売されており、新設する物流センター完成時においては、更に増加が見込まれることから、被災地沿岸部では販売面においても必要不可欠な事業者となっている。

地域経済での取引、雇用面については、対象事業者は、宮城県内外の被災地沿岸部の事業者約100社と取引があり被災地の産業復興に貢献しているほか、被災地沿岸部などの店舗では、総従業員の約15%に当たる63名の従業員が働いており、被災地沿岸部での雇用機会の創出にも貢献している。なお、新設する物流センターでは新規雇用者20名を予定しており、復興支援の観点から本町だけでなく、広く被災地沿岸部からも採用することとしている。

このように、対象事業者が物流センターを新設する事業は、計画の目標にある「本町だけでなく被災地沿岸部も含めた広域圏における流通機能の強化及び災害時における自動車用品の供給体制の確保に資する企業の体制強化並びに雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する当該事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社七十七銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社三井住友銀行

⑤ 特例の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本町の機械器具卸売業の主要企業である対象事業者が物流センターを新設し、供給体制を強化することは、売上高の増加とともに本町及び被災地沿岸部の事業者の取引拡大などの経済効果が期待される。これらの効果は、本町及び被災地沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、富谷町、宮城県、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社七十七銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び対象事業者を構成員とする富谷町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。